## 「受験資格及び免除の範囲」

受験資格及び試験の免除については以下の表のとおりです。ただし、次のいずれかに該当 する方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

## <1> 受験資格及び免除の範囲

<u> </u>	> 文映資格及ひ免除の郵田					ı			
				※別表 1		1	を除の範[		井
				免許職種に			学科		
受 験 資 格(主なもの)			関する実務 経験年数		実技	関連学科		指導	
						系基礎	専攻	方法	
							学科	学科	7714
	●大学卒業			1	年		0	0	
学	●短期大学卒業			2	年				
校	●高等専門学校卒業			2	年		0	0	
教	●高等学校又は中等教育学校の後期課程卒業			3	年				
育	高等学校又は中等教育学校卒業			5	年				
	中学校卒業(実務のみ経験者)			8	年				
職業	指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了			1	年				
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、		実技試験合格と同等以上	上記必	必要年数	0			
	職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有する		関連学科合格と同等以上	_			0	0	
	と職業能力開発総合大学校の長が認める者		指導方法合格と同等以上						0
	●特定応用課程の高度職業訓練修了			0	年		0	0	
訓	●応用課程の高度職業訓練修了			0	年		0	0	
練	●特定専門課程の高度職業訓練修了			1	年		0	0	
	●専門課程の高度職業訓練修了			1	年		0	0	
	●普通課程の普通職業訓練修了			2	年				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了			3	年				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了			3	年				
指厚	●専門課程(3年)の専修学校卒業			2	年				
定する学校生労働大臣が	●専門課程(2年)の専修学校卒業			3	年				
	●高等課程若しくは一般課程 (3年) の専修学校			3	年				
	又は各種学校(3年)卒業				'				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校			4	年				
が	又は各種学校(2年)卒業								
		実技調	試験の合格者	0	年	0			
免許職種に関し職業訓練指導員試験に おいて系基礎学科の合格者 専攻学科の合格者 指導方法の合格者			0	年		0			
			0	年			$\circ$		
			0	年				0	
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一									
等級の合格者(電子回路接続、バルコニー施工を除く)				0	年	0	0	$\circ$	
※別表2参照									
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級の合格者				0	年	0			
※別表 2 参照							_		_
免許職種と同訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者				0	年		0		0
免許職種と他訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者					要年数	_			0
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と				0	年	0			
同等」	以上の技能を有すると認められる者として						<u> </u>		

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。○印は免除される範囲

別表1:「職業訓練指導員免許職種」、別表2:「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」